

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

- 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号45】

国土交通省においては、平成13年度以降、自動車事故による重度後遺障害のために在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定しており、令和3年度には4病院を新たに指定し、全国で合計206病院となった。また、平成25年度以降、障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定しており、令和3年度には2施設を新たに指定し、全国で合計138施設となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕：<https://www.nasva.go.jp/>）においては、全国11か所（療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床6か所、一貫症例研究型委託病床1か所）の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療及び手厚い看護を実施するとともに、訪問支援の実施、被害者やその家族との交流会の開催、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

NASVAの被害者支援に関するポスター



提供：国土交通省



自動車損害賠償保障法の改正 ～今後の自動車事故被害者救済対策の在り方～

1 経緯

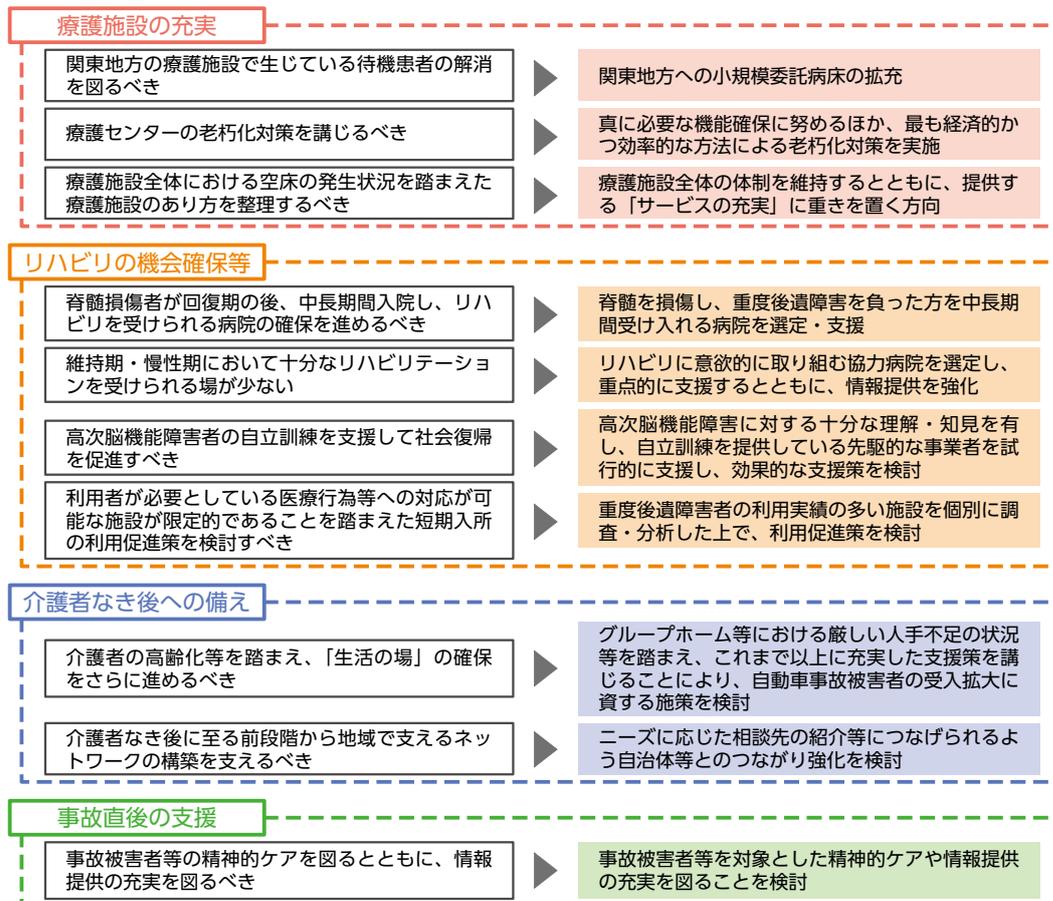
交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数はいずれも減少傾向にある一方、重度後遺障害者数は毎年1,700人程度とほぼ横ばいの状況となっており、自動車事故被害者救済対策に継続して取り組むことが重要である。

このため、国土交通省では、自動車事故による重度後遺障害者を対象とした介護料の支給、療護施設の設置・運営、病院や障害者支援施設等への支援、交通遺児を対象とした支援等、多岐にわたる施策に取り組んできたところである。しかし、昨今の医療・介護技術の進歩、社会保障制度の変化、介護者の高齢化等、自動車事故被害者救済対策を取り巻く情勢は変化してきている。

こうした状況を踏まえ、令和2年8月から有識者や被害者・遺族団体等を委員とした「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」を開催し、検討会での議論を経て、3年7月、報告書が取りまとめられた。

報告書では、今後、国土交通省が自動車事故被害者救済対策として取り組むべき施策を4つの柱ごとに取りまとめた。

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書（概要）

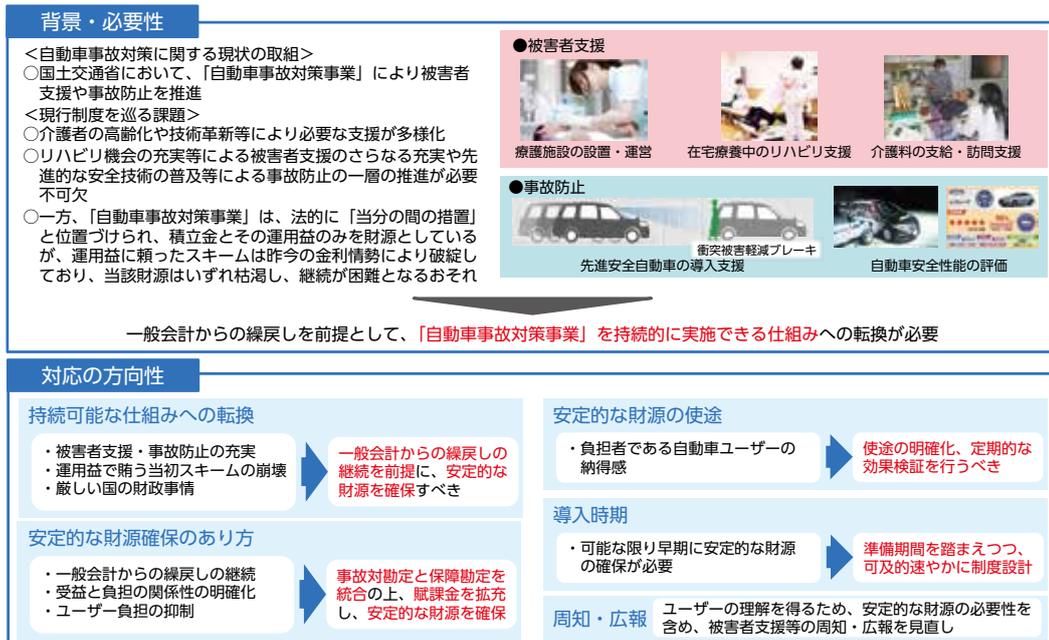


本報告書においては、今後の自動車事故被害者救済対策の更なる充実の方向性が示されるとともに、自動車事故対策勘定によって自動車事故被害者救済対策を実施するという現行スキームの確立

以降の状況変化を踏まえ、自動車事故被害者救済対策を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための方策に関する検討を進めることが適当であるとされた。

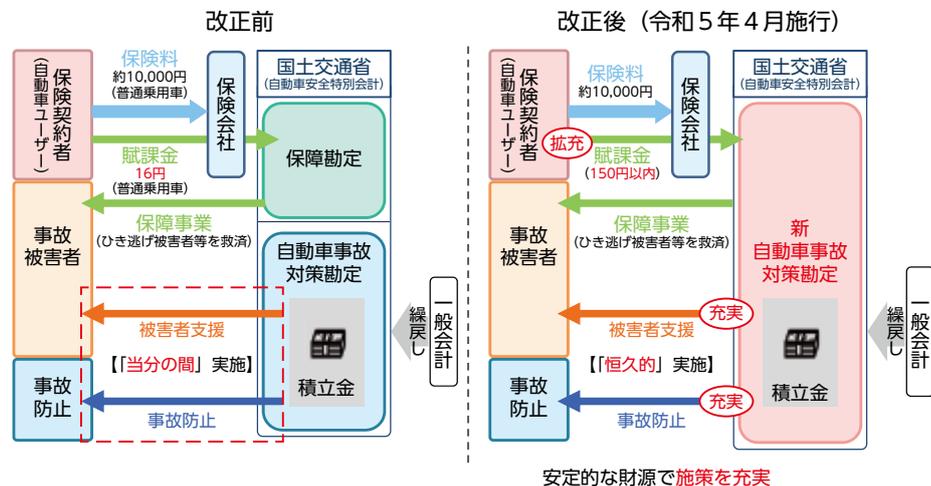
そこで、国土交通省では、3年8月より、事故被害者や遺族団体、自動車ユーザー団体、学識経験者で構成される「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」を開催し、計6回の議論を重ねて4年1月に中間とりまとめを公表した。この中で、有限の積立金を基に、「当分の間」の暫定的な位置付けで行われていた被害者支援や事故防止事業につき、「安定的な財源を確保し、持続可能な仕組みへの転換を図るための措置を講じることが適当」とされた。

今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会 中間とりまとめ (概要)



2 法改正の概要

中間とりまとめを踏まえ、令和4年6月に自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が成立した(5年4月施行予定)。国土交通省は、今般の改正により、自賠責保険料と合わせて納付される「自動車事故対策事業賦課金」を財源に、事故被害者支援等を「被害者保護増進等事業」として恒久化するとともに、支援の更なる充実を図ることとしている。



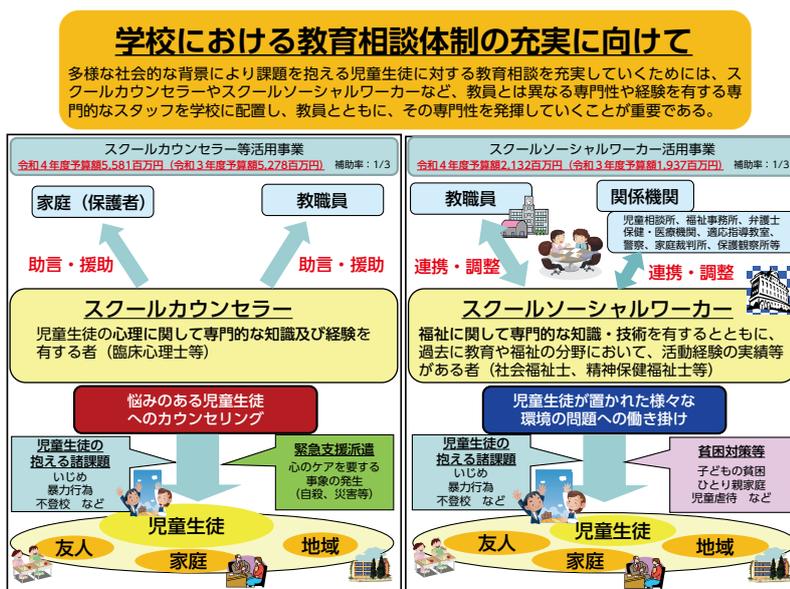
- 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

【施策番号53】

文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っている。令和元年度までに、全ての公立小・中学校（約2万7,500校）にス

クールカウンセラーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っている。同年度までに、全ての中学校区（約1万中学校区）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。これらの経費については、3年度も引き続き措置しており、配置時間の充実も図っている。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供：文部科学省

トピックス

少年サポートセンターにおける被害少年への支援と多機関連携

福岡県警察本部少年課 課長補佐
警察庁指定広域技能指導官
安永 智美

1 はじめに

少年サポートセンターで関わる非行少年が非行に走る背景には、家族等による虐待や不適切な養育、性被害等、子供の健全育成を阻害する劣悪な環境や自身の心身への傷つき体験がある。子供達は、他者を傷つけたり、逸脱行為に走ったりする前に、自らが被害者として追い込まれている。まさに「困ったことをする子は、困っている子」であり、非行少年は逆境体験を生き抜かなければならない「不幸少年」とでもいえる存在だと感じる。

私たち支援者は、様々な理由により口を固く閉ざしているこうした子供達が真に心を開くまで、拒否や悪態という少年特有の「試し行動」に動じずに覚悟を持って向き合い、子供達が多層的・多面的に抱えている家庭や学校における悩みも含めた諸問題の解決に向け、関係機関が職域を越えて連携して、子供達の支援を適切に行っていく必要がある。

今回私が携わった、性的虐待による被害少年に対する、関係機関が連携した効果的な支援事例について、福岡県の少年サポートセンター（以下本トピックスにおいて「サポセン」という。）の活動・意義等にも触れつつ、紹介することとしたい。

2 福岡県のサポセンの活動について

(1) 法令における規定について

サポセンについては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第14号において、「専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織」と規定されており、現在、全国の都道府県警察に設置されている。

また、サポセンにおいては、少年警察活動規則第2条第13号に規定されている、「少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動」を担う少年補導職員等が中心となり、各種少年警察活動を行っている。

(2) 福岡県のサポセンの特色について ～関係機関との緊密な連携～

福岡県では、5つのサポセン全てが警察本部や警察署の庁舎外に設置されていることから、子供やその保護者等のみならず、関係機関の職員等が連絡や相談を行いやすくなっており、そうした事実は広く関係機関にも周知されているところである。

また、サポセンの活動を主として担う少年補導職員には、子供の特性を理解し、心情に寄り添う形の支援に必要な専門的知識や技能が求められることから、当県では、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士又は教員免許のいずれかの資格を有する者を採用している。サポセンに、警察の知識等のみならず、教育、福祉等の観点を備えた職員がいることで、教育や福祉関係の他機関と警察が、双方の特質等の「違い」を理解した上で連携することが可能となっており、関係機関との連携は非常に緊密に行えている。

なお、当県のサポセンの活動主眼は、以下のとおりとなっている。

- カウンセリングマインド「話を聴くプロ・共感的傾聴」

- 福祉的ケースワーク「他職種と連携したケアと問題解決」
- アウトリーチ型の相談・支援活動「待つ姿勢から攻めの姿勢で動く」
- 予防教育は、被害及び加害を未然に防ぐ「先制活動」

(3) 福岡県におけるサポセンを中心とした多機関連携の具体的状況について

ア 警察、児童相談所及び教育委員会の3機関連携の取組の概要

県内5か所のサポセンのうち4か所は、児童相談所（以下本トピックスにおいて「児相」という。）と同一施設に設置され、そのうち2か所は教育委員会の出先機関も設置されている。

このうち、北九州市では、警察機関（サポセン）と福祉機関（児相・子ども総合センター）、教育機関（教育委員会・少年サポートチーム）が同一フロアに設置され、相互に人事交流も図られている。

この3機関の構成メンバーは以下のとおりとなっている。

- 警察機関（サポセン：警察官、少年補導職員、派遣教育委員会職員（教員出身者））
- 福祉機関（児相・子ども総合相談センター：児相職員、教員、校長OB、派遣警察官（警部）、警察官OB）
- 教育機関（少年サポートチーム：警察官OB、校長OB）

イ 北九州市のサポセンの取組

北九州市のサポセンはアのとおり、関係機関がワンフロアに設置されているが、そのことにより、互いの顔が見えやすく、それぞれの機関の専門性や得意・苦手とする分野の把握が容易で、緊密な機関間連携に不可欠である、深い相互理解が可能であり、子供を守り、そして救うために、それぞれが持つ機能（強み）を即時かつ有機的に連動して発動させることが可能である。

また、関係機関の実務者同士の情報交換を日常的に行うことができることから、1か所に情報が入ると、ほぼ同時に3機関が当該情報を取得することができ、即日の情報共有が可能である。この情報共有は関係機関相互の連携のゴールではなく第一歩であり、共有した情報をその後どのように生かし、関係機関が連携した被害児童の安全確保やその後の支援につなげていくかということこそ重要である。北九州市においては、関係機関相互の連携が実現できていることから、情報の共有があった後に、すぐに関係機関が連携した行動に移ることが可能である。

3 被害（性的虐待）を受けた子供に対する支援事例の紹介

私が実施した非行防止教室に参加していたA子（当時小学校5年生）が、同教室の感想文に、「私ね、幽体離脱できるんだよ」と、記載していたことから、同人と面接を行った結果、実父による性的虐待の被害を打ち明けてくれた。A子は、その後、「パパに髪を触られたら体から逃げ出して、パパ（との性交）が終わるまで好きなアニメの歌を歌っていた」と話してくれた。

このA子が語った「幽体離脱」とは、性的虐待等を受けた子供に見られる症状の一つである「解離症状」（心と体を切り離して自分の精神を守ろうとする防衛本能）だと思料された。

A子が、最初に性的虐待を受けたのは5歳の時で、幼いA子には自分の身に起きている行為の意味が当然分かるはずもなく、父親が言った「将来、A子が素敵な大人なるための勉強だよ」との言葉を信じていたが、小学校5年生の時に小学校で受けた性教育の授業で「父親の話は事実と違うのだ」と気が付いた。しかし、「ママが悲しむ顔が浮かんだ」と、その後もずっと誰にも話せず、父親に抗うこともできないまま長期間にわたって性的虐待を受け続けた。周囲の大人に対して自ら救いを求めることができないA子にとって、性的虐待を生き抜く「術」が「幽体離脱（解離）」であった。

この性的虐待を認知した後、私は、管轄警察署と連携を図り、速やかに、サポセンに派遣されて

いる教員、ワンフロアに設置されている児相と情報を共有し、児相の児童虐待担当者とA子に対する共同面接を行い、結果的にA子は児相により一時保護された。このようにサポセン、児相及び学校の3機関による迅速な情報共有、その後の関係機関が連携した行動により、A子の早期の安全確保が可能となった。

また、A子については、性的虐待によって受けた心身のケアが必要な状況であったことから、医療機関も含めた関係機関が相互に緊密に連携して、それぞれの機能を発揮しながら、A子の立ち直りまで途切れない被害者支援活動を行った。

なお、父親については、捜査の末に事件化されたが、当初A子は、いざ父親が検挙される状況になると、被害の内容について「話さない」ではなく「話せない」状態となった。子供の場合、加害者が「知っている人」であるほど「話せない」くなる傾向がある。本職はA子との面接において、「(被害に遭ったのは) あなたが悪いのではない」、「あなたの話を信じるよ」、「あなたを苦しめていることから全力で守るよ」などと、粘り強くA子を勇気付けた結果、最終的に被害の全容について話すことができるようになり、父親の検挙に至った。

4 おわりに

「魂の殺人」と呼ばれる性的虐待を含む性暴力の被害に遭った子供達が思春期を迎えて、自分がされた行為の意味を知り、深く傷つき、自尊心を奪われ、自他を大切にできない状況に追い込まれることがある。

その結果、「心の苦しみを薄めるためだった」などとシンナーや覚醒剤等の薬物に依存した子供や、「もっと自分を汚したかった」と不特定多数の異性との安易な性行為や売春等の性の逸脱行為を繰り返す子供もおり、被害男児の中には、被害の経験から異性に対して同意のない性行為の強要等の性加害に走る者もいた。

私たちの身近には、今回紹介したA子のように「助けて」と、言葉にできないまま、気付いてくれる大人を待っている子供が必ずいる。性的虐待等の性暴力から子供を守り、救うためには、関係機関間の「連携・つながり」こそが重要であることを広く知っていただきたいと思う。



- 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号56】

警察においては、令和4年4月現在、46都道府県警察で計177人（うち公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員132人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



トップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施している。

- ワンストップ支援センターの体制強化

【施策番号59】

内閣府においては、ワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っている。また、ホームページや毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」により、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知している。さらに、令和3年10月、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを設置し、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンス

トピックス

性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の拡充について

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

性犯罪や性暴力については、被害者の心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取等の医療的な支援、心理的支援等を可能な限り一か所で提供することが必要であり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、地域における被害者支援の中核的な役割を担っています。

ワンストップ支援センターの令和2年度の相談件数は、前年度に比べ、約1.2倍、3年度上期は前年度同期の約1.3倍に増加しており、相談体制の充実は、重要な課題です。

このため、内閣府では、2年10月から、ワンストップ支援センターの全国共通の短縮電話番号「#（シャープ）8891」（はやくワンストップ）を導入しました。「#8891」をダイヤルいただければ、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

また、3年10月からは、性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置したところです。

さらに、若年層等が相談しやすくなるよう、チャットで相談できる「性暴力被害者のためのSNS相談Cure time（キュアタイム）」を実施しています。

内閣府では、「被害者ファースト」の理念の下、ワンストップ支援センターの全国ネットワーク化の推進、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を活用した相談員の処遇改善、ワンストップ支援センターの周知徹底等、ワンストップ支援センターの支援体制の強化に努めているところであり、引き続き、性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の一層の充実を進めてまいります。

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通短縮番号（R2.10/1～）

「#8891」
（はやくワンストップ）

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター（R3.10/1～）

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」

R2.10/2～



キュアタイム

Q検索

2 安全の確保（基本法第15条関係）

- ・ 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号93】

警察においては、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に「児童虐待対策官」を設置し、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

【施策番号96】

文部科学省においては、地域における児童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和元年8月作成、令和3年3月一部改訂)を活用するよう周知している。

さらに、同年11月の児童虐待防止推進月間に先立ち、児童虐待の根絶に向けた文部科学大臣のメッセージを、子供の育ちに関わる全国の学校・地域の関係者や保護者に加え、全国の子供たちに対しても発信した。

家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

【施策番号97】

厚生労働省においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)に基づき、子供の安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和4年度末までに、児童相談所の児童福祉司を平成29年度(約3,240人)から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全ての市区町村に設置することとしている。なお、児童福祉司等の増員については、同プランの計画を1年前倒しし、約5,260人の確保を目指すこととしていたところ、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、令和4年1月20日、増員の目標を5,765人とすることとし、この目標を達成する見込みである。5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市区町村

の体制強化を計画的に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを4年中に策定することとしている。

さらに、虐待を受けたと思われる子供を発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。これまで、児童相談所に電話がつながるまでの時間を短縮するため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたところ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」及び「児童相談所相談専用ダイヤル」の通話料の無料化を順次行い、利便性の向上を図った。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

- 職員等に対する研修の充実等

【施策番号110】

警察においては、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施している。

- 被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号121】

検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化してい

る。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進している。

このほか、検察庁、警察においては、令和2年6月に決定された政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、3年4月から、一部都道府県において、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件についても、関係機関の代表者が聴取を行う取組を試行実施している。